

2023年度②

# 刑 法

(全 3 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 刑 法②

次の問題 I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

- I 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい（建造物等以外放火罪および特別法違反の点は除く）。

### 【事例】

- (1) 暴力団組長である甲は、同組幹部のAが対立する暴力団に情報提供していることを知り、Aの殺害を決意した。

甲は、Aに睡眠薬を混入させた飲料を飲ませて眠らせた上、Aを車のトランク内に閉じ込め、ひとけのない山中の採石場で車ごと燃やしてAを殺害することとした。甲は、Aを殺害する時間帯の自己のアリバイを作っておくため、Aに睡眠薬を飲ませて車のトランク内に閉じ込めるところまでは甲自身が行うものの、採石場に車を運んでこれを燃やすことは、末端組員である乙に指示して実行させようとした。ただし、甲は、乙が実行をちゅうちょしないよう、乙にはトランク内にAを閉じ込めていることは伝えないこととした。

- (2) 甲は、首尾よくAに睡眠薬を飲ませて昏睡させたうえAの手足をロープで縛り、古い自己所有の普通乗用自動車のトランク内に入れて閉じ込めた。なお、上記睡眠薬により人は昏睡状態には陥るものの死亡する可能性はなく、甲も、上記睡眠薬入りコーヒーを飲んだだけでAが死亡することはないと思っていた。

- (3) その後、甲は、乙に対し、「この車を廃車にしようと思うが、手続が面倒だから、お前と何度か行ったことがある採石場の駐車場に持って行ってガソリンをまいて燃やしてくれ。ガソリンはもう後部座席に積んである。」などと言い、トランク内にAを閉じ込めた状態であることを秘したまま、B車を燃やすよう指示した。乙は、組長である甲の指示であることから、これを引き受けた。

- (4) 乙は、一人でB車を運転し、甲に指示された本件採石場に向かった。乙の運転開始から約1時間後、Aは、B車のトランク内で意識を取り戻し、「助けてくれ、出してくれ。」などと叫び出した。乙は、トランク内から人の声が聞こえたことから、道端にB車を止めてトランクを開けてみた。トランク内には、Aが手足を

ロープで縛られて横たわっており、「助けてくれ。出してくれ。」と言って乙に助けを求めてきた。乙は、この時点で、甲が自分に事情を告げずにB車を燃やすように仕向けてAを焼き殺すつもりだったのだと気付いた。乙は、Aを殺害することにちゅうちょしたが、組長である甲の指示であることや、乙自身、日頃、Aからいじめを受けてAに恨みを抱いていたことから、Aをトランク内に閉じ込めたままB車を燃やし、Aを焼き殺すことを決意した。乙は、Aが声を出さないようにAの口を車内にあったガムテープで塞いだ上、トランクを閉じ、再びB車を運転して本件採石場に向かい、持参したガソリン10リットルをB車の車内及び外側のボディーに満遍なくまき、B車の東方約5メートルの地点まで離れた上、丸めた新聞紙にライターで火をつけてこれをB車の方に投げ付けた。すると、その火は、乙がまいたガソリンに引火し、B車全体が炎に包まれてAもろとも炎上した。これにより、Aは死亡した。

II 次の【事例】を読み、甲の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。論じるにあたって甲とAらとの間で共同正犯が成立することを前提としてよい）。

【事例】

- (1) 甲はAらと、現金自動預払機（以下、ATMという）が設置された無人のP銀行Q支店出張所（管理者はQ支店支店長R。以下、出張所という）を利用する客のカードの暗証番号などを盗撮し、その後利用客からカードを入手して、カードと暗証番号を使って現金を引き出すという計画を立てた。
- (2) 甲とAは上記計画に従って、盗撮用のビデオカメラの入った紙袋をもって営業中の出張所の中に入り、2台あるATMのうちの1台に利用者の手元を撮影できる角度でビデオカメラを設置した。その後、甲とAは出張所の利用者をビデオカメラが設置されたATMに誘導するために、カメラが設置されていない方のATMの前に交互に立ち、一般の利用客のように装い、残高照会や入出金など適当な操作を繰り返して、1時間半の間そのATMを他の利用客が利用できないようにした。その結果、甲らは複数の利用者の口座番号、氏名、暗証番号などの盗撮に成功した。
- (3) 甲らは、上記盗撮に成功した利用者のうちの1人であるVに狙いを定め、Vの後をつけ、Vの自宅を突き止めた。そしてVの自宅に電話をかけ、「Vさんのお宅ですか。あなたの口座が不正に利用されていることが分かりました。すぐに口座を凍結する必要があります。今から行員がお伺いします」とうそを告げたところ、Vは甲の言うことを信じた。

甲は、その15分後にV宅を訪れ玄関先で「口座の凍結のためにキャッシュカードをお預かりする必要があります。この封筒にカードを入れてください。」と告げ封筒を渡したところ、Vは自己の所有するP銀行のキャッシュカードを封筒に入れた。ちょうどその時、V宅の電話が鳴り、Vは玄関にある靴箱の上にキャッシュカードを入れた封筒を置き、中に入っていった。甲はその隙に靴箱の上にある封筒を持ってV宅から立ち去った。
- (4) 甲はその足で近くのATMに向かい、Vのキャッシュカードと盗撮した暗証番号を使ってVの預金を全額引き出した。